

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条に基づき、平成30年6月28日付けで行った「①■■■■町■■丁目地内の農地改良届出書一式（平成30、29、28年分）位置図、公図写し、造成方法図面、土砂搬入排出経路図、誓約書②同完了届出書（同）」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市農業委員会（以下「処分庁」という。）が平成30年7月3日付け30瀬産第1082号で行った一部開示決定の処分において、不開示とした「農地改良届出書」及び「土地の搬入、排出の経路の分かる図面」における埋立土の採取場所並びに「平成30年2月1日付けで受理した造成（排水）計画概略図」のうち法人名、電話番号については、これを開示すべきである。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が平成30年6月28日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、処分庁が平成30年7月3日付け30瀬産第1082号で行った一部開示決定の処分について、その処分を取り消し、開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 条例第7条第2号による不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、農地改良届出書は法に基づく公的な文書であり、農地改良届出書に記載された届出者及び耕作者の氏名並びに住所は公開されるべきである。届出者が土地所有者の場合は、地籍で調べればわかるから開示すべきであり、また、尾張旭市に農地改良届出書の開示請求をした場合には、氏名及び住所は開示されている。「特定の個人を識別できる」情報として、非公開とするのであれば、氏名及び住所は全く公開されなくなる。

イ 条例第7条第3号アによる不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、埋立土の採取場所及び土砂の搬入搬出経路がわかる図面が公開されると、なぜ権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがあるのか、処分庁は立証しなければならない。

また、尾張旭市に埋立土の採取場所及び土砂の搬入搬出経路がわかる図面の開示

請求をした場合には、不開示情報はなく開示された。

3 処分庁の弁明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

ア 条例第7条第2号による不開示情報該当性について

審査請求人は、不開示とした届出者の事項について、届出者が土地所有者で、土地の地番がわかる場合、土地の登記事項証明書を調べれば明らかになるため開示すべきと訴えているが、条例第7条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」における、「他の情報」とは、公知の情報や図書館等で特段の調査をしなくても入手できる情報のことを指しており、土地の登記事項証明書は、特に取得する手続きを行う必要があることから、これに当たらないため、不開示情報としている。

イ 条例第7条第3号アによる不開示情報該当性について

審査請求人は、不開示とした埋立土の採取場所及び土砂の搬入搬出経路がわかる図面について、尾張旭市における類似の公文書公開請求において、当該事項が開示されているため開示すべきと訴えているが、本件は、事業者の取引情報であり、直接その事業活動に関するもので、条例第7条第3号アの「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であるため、不開示情報としている。

4 審査請求に係る経過

平成30年	6月28日	審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
平成30年	7月13日	処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付
平成30年	7月20日	審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
平成30年	8月10日	審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
平成30年	8月23日	処分庁から審査庁へ弁明書を提出
平成30年	8月31日	審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
平成30年	9月24日	審査請求人から審査庁へ反論書を提出
平成30年11月19日		審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
平成30年11月26日		審査庁から審査請求人へ審査会諮問通知書を送付
平成31年	1月11日	審査

5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件対象文書のうち、処分庁が条例第7条第2号及び第3号アにより不開示とした情報については、一部不開示事由に該当しないとし、開示することを求めていることから、本審査会は本件対象文書について、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則（平成26年瀬戸市規則第12号）第7条の規定により一部開示決定に係る公文書の提出を求め、審査を行った。

(1) 本件対象文書について

処分庁が本件対象文書として特定した公文書は別紙のとおりである。

(2) 条例第7条第2号による不開示情報該当性について

農地改良届出書に記載された届出者及び耕作者の氏名並びに住所については、条例第7条第2号による不開示情報に該当するか否かが問題となる。

ア 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、同号に定める例外を除き、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、「特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」を不開示情報としている。

当該規定は、個人のプライバシーを保護するために、個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るものを不開示としたものである。つまり、個人の権利利益は最大限保護する必要があるとともに、その中心となるプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人により異なっていること等により、上記のとおり規定したものである。

条例第7条第2号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所をはじめとする個人に関する一切の情報についての事実、判断、評価等のすべてが含まれる。

また、同号の「特定の個人が識別できるもの」に含むとされる「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と結び付けることにより識別できる場合も含むこととしている。

ここで照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等で一般に入手可能なもの等、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

この条例のこの趣旨に沿って、処分庁が条例第7条第2号に該当するとして不開示とした箇所について調査し、不開示とされた情報について次のとおり審査を行った。

イ 審査請求人及び処分庁の各主張

審査請求人は、本件対象文書のうち、別紙①「農地改良届出書」に記載された届出者及び耕作者の氏名並びに住所は公開されるべきであると主張している。その理由として、届出者が土地所有者の場合は、土地の登記事項証明書により氏名及び住所は確認できることを挙げている。

これに対し処分庁は、審査請求人が主張している土地の登記事項証明書は特に取得する手続きを行う必要があり、条例第7条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」における、「他の情報」には当たらないとして、不開示情報としている。

ウ そこで本審査会としては、別紙①「農地改良届出書」に記載された届出者及び耕作者の氏名並びに住所が条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当するのか審査を行った。

そもそも、別紙①「農地改良届出書」に記載された届出者及び耕作者の氏名並びに住所が、条例第7条第2号で不開示事項とされている「個人に関する情報」に該当することは明らかであり、また、本件においては同号に定められた例外にも該当しない。また、ある人が農地改良届を行ったか否かも、当該届出を行った人物のプライバシー・個人情報として保護されるべきものである。

したがって、別紙①「農地改良届出書」に記載された届出者及び耕作者の氏名並びに住所は、前記審査請求人及び処分庁の主張を検討するまでもなく、当然に不開示とするべきである。

エ ところで、本件においては、前イで述べたとおり、審査請求人と処分庁において、土地の登記事項証明書に関して議論がなされているので、念のため、この点にも付言する。

不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条によれば、誰でも登記事項証明書の交付を請求することが可能であり、「土地の地番」を特定して土地の登記事項証明書の交付を請求することにより、当該土地の所有者を特定することが可能である。

したがって、「土地の地番」は、登記事項証明書の取得により、一般人が当該土地の所有者を特定し得るものであるから、条例第7条第2号の「特定の個人が識別できるもの」に該当するものである。

本件においても、「農地改良届出書」に記載された対象土地の地番又は土地の地番が特定し得る情報は、条例第7条第2号により、不開示とすべきものである。

ところが、本件では、既に、処分庁から審査請求人に対して、農地改良届出書に記載された対象土地の地番が開示されており、当該処分庁の開示行為は、条例第7

条第2号の解釈・適用を誤ったものであると言わざるを得ない。

かように、本件においては、既に、農地改良届の対象土地の地番が開示されているので、審査請求人が主張するとおり、登記事項証明書の取得により、土地の所有者である届出者の氏名及び住所を特定することが可能となる。

しかし、不動産登記法に定められた登記事項証明書の交付請求と、情報公開条例とは、全く趣旨を異にするものであって、たまたま、開示された地番の情報により、登記事項証明書の記載と照合することにより、土地の所有者である届出者の氏名及び住所を特定することが可能な状態にあるからと言って、そのことを理由に土地の所有者である届出者の氏名及び住所を開示することはできない。

オ 以上のとおり、農地改良届出書に記載された届出者の氏名及び住所は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当するものである。

また、耕作者の氏名及び住所については、個人に関する情報である氏名及び住所であり、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当するものである。

カ なお、前述のとおり、本件において、処分庁が条例第7条第2号の解釈・適用を誤って、本来不開示情報に該当する土地の地番を開示したことは、同条に反する行為である。

また、土地の地番に限らず、一部不開示とした公図、地図等も、土地の地番を特定でき、ひいては土地の所有者を特定し得るものであるから、やはり、条例第7条第2号の解釈・適用を誤って、本来不開示情報に該当するものと考えられる。

開示が原則である情報公開制度においても、個人の権利利益は最大限の尊重を要するとして、プライバシーに関する事項等については、不開示としていることに鑑み、本来不開示情報に該当するものを開示したことは、その趣旨に反することであり、処分庁においては、今後情報公開制度の趣旨を十分に理解し、適正な運用を行うことを要望する。

(3) 条例第7条第3号アによる不開示情報該当性について

処分庁が不開示とした埋立土の採取場所及び土砂の搬入搬出経路がわかる図面については第7条第3号アの不開示情報に該当するか否かが問題となる。

ア 条例第7条第3号アの規定について

条例第7条第3号アは、法人等に関する情報であって、法人等の正当な事業活動を保障する観点から「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は不開示とすることを定めたものである。

イ 審査請求人及び処分庁の各主張

審査請求人は、不開示とした埋立土の採取場所及び土砂の搬入搬出経路がわかる図面の開示を求めている。

これに対し処分庁は、埋立土の採取場所及び土砂の搬入搬出経路がわかる図面は、事業者の取引情報であり、直接その事業活動に関するもので、瀬戸市情報公開条例第7条第3号アに該当するため、不開示情報としている。

ウ 条例第7条第3号アの該当性については、当該法人等に、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのかを、抽象的ではなく、具体的に検討することが必要である。

また、処分庁が当該情報を不開示とする場合は、不開示情報に当たることの立証責任は処分庁側にある。

したがって、処分庁に対して、条例第7条第3号アの該当性について説明を求めた。

エ 処分庁は、本件農地に関係するテレビ報道の中で、施工業者に対し悪質業者と捉えられかねない報道があったため、取引先も含めて、風評被害の可能性があり、施工業者の利益を害するおそれがあると判断したこと、また、現時点では風評被害は確認されていないこと等の説明を行った。

前記報道当時の風評被害の可能性については、処分庁の推測の部分もあり、また、報道の内容も詳細は不明なこともあり、果たして施工業者の利益を害するものであるかどうか疑問もあるが、いずれにせよ、現時点での風評被害は確認されておらず、不開示情報とする施工業者の具体的な権利侵害があると認めることはできなかった。

オ したがって、別紙①「農地改良届出書」及び別紙⑥「土砂の搬入、排出の経路の分かる図面」の埋立土の採取場所並びに「平成30年2月1日付けで受理した造成（排水）計画概略図」のうち法人名、電話番号は不開示情報に当たらない。ただし、別紙⑥「土砂の搬入、排出の経路の分かる図面」の当該農地の地番がわかる部分については、土地の所有者である届出者の氏名及び住所を特定することが可能となるため、既に検討したとおり、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当するものであり、不開示とするのが妥当である。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

町丁目地内の農地改良届出書一式（平成30、29、28年分）

- ① 農地改良届出書
- ② 誓約書
- ③ 位置図
- ④ 公図の写し
- ⑤ 造成（排水）計画概略図
- ⑥ 土砂の搬入、排出の経路の分かる図面